

報告第1号

専決処分事項の報告について（愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

愛西市条例第1号

愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

愛西市営土地改良事業（土地改良法に基づく）の経費の賦課徴収に関する条例（平成17年愛西市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

第2条第3項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改める。

第5条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に、「第49条」を「第87条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。